

防犯設備（防犯カメラ等）整備に対する補助金

区では、安全で安心なまちの実現に向けて、町会・自治会などが設置する防犯カメラに対して、設置費の一部を助成しています。

	防犯設備整備費助成 (区単独事業)	地域見守り活動支援事業 (都連携事業)
事業内容	中央区防犯アドバイザーの助言・提案を受けた防犯設備の設置費用の一部を助成	地域団体が実施する地域見守り活動に必要な費用のうち、防犯設備の整備に係る費用の一部を補助
補助率 限度額	①町会、自治会 2/3を助成【限度額200万円】 ②商店会 ※町会等と連携した場合に限る 2/3を助成【限度額600万円】 ③マンション管理組合など 1/2を助成【限度額50万円】	①町会、自治会（単独事業） 5/6を補助【限度額500万円】 ②町会、自治会、商店会（連携事業） ※商店会は町会等と連携した場合に限る 5/6を補助【限度額750万円】 ※設置経費を含めたカメラ1台あたりの整備費用の限度額は60万円まで
要件	中央区防犯アドバイザーの派遣を受けること。	地域見守り活動（防犯パトロール）を月1回以上継続して実施すること。
申請時期	通年	年1回予定（6月ごろ）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の交付は、一団体につき1回です。なお、助成金を受けて7年経過した後、その翌年度以降に再度申請できます。 ・区の予算がなくなり次第、受付を終了します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付は、一団体につき一年度1回です。 ・カメラ更新の場合は、都の助成金を受けて7年経過した後、その翌年度以降に再度申請できます。 ・都・区の予算に限りがあるため、申請しても補助金の交付を受けられない場合があります。

【その他共通事項】

- 1 補助金は、町会・自治会などが業者に支払いを終えた後に交付します。
 - 2 防犯カメラの設置にあたり、カメラの運用基準を定める必要があります。
 - 3 補助金申請時には、見積書、函面などの書類が必要となります。
 - 4 保守費、修繕費、電気料は補助金の対象外です。
 - 5 補助金交付決定前に工事に着手した場合、助成金の交付が受けられなくなります。
 - 6 工事完了後、区の職員が現地確認しますので立会いをお願いします。
 - 7 賃借（リース）の場合は、設置初年度分にかかる経費のみが補助対象です。
 - 8 マンション管理組合が申請する場合、以下の要件が必要です。
 - (1) 管理規約があること。
 - (2) 管理組合総会または理事会において、防犯設備の設置について議決されていること。
 - (3) 設置費用が予算措置されていること。
 - (4) 当該マンションが建築基準法等に適合し、現に住宅として使用されていること。
- その他、詳細については、中央区役所危機管理課までお問合せください。

【問合せ先】

中央区役所総務部危機管理課 03(3546)5087